

市民税・県民税の税額計算方法（令和2年度まで）

市民税・県民税額	均 等 割	5,800円
	所 得 割	(総所得金額－(1)所得控除額) ×(2)税率－(3)調整控除額－(4)税額控除額等

(1) 所得控除

雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害等による損失額)－(保険金等で補てんされる額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②(災害関連支出の金額)－5万円						
医 療 費 控 除	(医療費－保険金等で補てんされる額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除限度額は200万円 もしくは、(スイッチOTC医薬品購入費－保険金等で補てんされる額)－12,000円) ※控除限度額は88,000円						
社会保険料控除	社会保険料の支払額		小規模企業共済等掛金控除	第1種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額			
生命保険料控除	支払金額		控除額		地震保険料控除		
	新契約	12,000円以下のとき	全額	地震保険料		支払金額	控除額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 6,000円			50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円			50,000円超のとき	25,000円
		56,000円超のとき	28,000円			5,000円以下のとき	全額
	旧契約	15,000円以下のとき	全額	旧長期契約		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 7,500円			15,000円超のとき	10,000円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円			地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	
		70,000円超のとき	35,000円				
	一般生命保険料、介護医療保険料(新契約の算式により計算)及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新旧それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)または旧契約のみの控除額(限度額35,000円)のいずれか大きい金額が控除額となります。			障 害 者 控 除		26万円 (特 別 障 害 者 30万円) (同居特別障害者 53万円)	
				寡婦(寡夫)控除		26万円 (特 別 寡 婦 30万円)	
				勤 労 学 生 控 除		26万円	
				扶 養 控 除	一 般	33万円	
					老 人	38万円	
					特 定	45万円	
					同居老親等	45万円	
				基 礎 控 除		33万円	

○平成30年度まで

※納税義務者の所得が1,000万円以下	配偶者控除	一 般 老 人	33万円 38万円
	所得金額		控除額
	38万円超	45万円未満	33万円
	45万円以上	50万円未満	31万円
	50万円以上	55万円未満	26万円
	55万円以上	60万円未満	21万円
	60万円以上	65万円未満	16万円
	65万円以上	70万円未満	11万円
	70万円以上	75万円未満	6万円
	75万円以上	76万円未満	3万円
配偶者特別控除	76万円以上		0円

○平成31年度から

納税義務者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一 般	33万円	22万円	11万円	
	老 人	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	所得金額		控除額		
	38万円超 90万円以下		33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下		31万円	21万円	11万円
	95万円超100万円以下		26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下		21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下		16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下		11万円	8万円	4万円
	115万円超120万円以下		6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下		3万円	2万円	1万円	

(2) 税率

○均等割の税額

市 民 税	3,500 円	※東日本大震災からの復興を目的として地方公共団体が実施する防災事業の財源を確保するため平成26年(2014年)度から令和5年(2023年)度までの10年間、住民税の均等割額が全国的に年額1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられています。 ※県民税均等割額には、滋賀県の森林の環境保全等を目的とした「琵琶湖森林づくり県民税」800円が含まれています。〔琵琶湖森林づくり県民税〕についてのお問い合わせは、滋賀県総務部税政課 Tel. 077-528-3213 までお願いします。〕
県 民 税	2,300 円	

○所得割(課税総所得・課税山林所得)の税率

課税標準額 (課税所得金額)	税 率	
	市 民 税	県 民 税
一 律	6 %	4 %

○分離課税の課税長期譲渡所得金額(所有期間が5年超)等に対する税率

長期譲渡所得 金額等	一 般 A (一般の譲渡・収用等)		特 定 B (優良住宅地の譲渡等)		軽 課 C (所有期間が10年を超える居住用資産の譲渡)		株式等の譲渡	株式等の譲渡	上場株式等 の配当	先物取引
	(特別控除後の)譲渡益に一律	(特別控除後の)譲渡益が		(特別控除後の)譲渡益が		D	E	F	G	
		2,000万円 以下の 場合	2,000万円 超の 場合	6,000万円 以下の 場合	6,000万円 超の 場合	(上場株)	(非上場株)			
税 率										
市民税・税率	A × 3.0 %	B × 2.4 %	(B-2000万円) × 3.0% + 48万円		C × 2.4 %	(C-6000万円) × 3.0% + 144万円	D × 3.0 %	E × 3.0 %	F × 3.0 %	G × 3.0 %
県民税・税率	A × 2.0 %	B × 1.6 %	(B-2000万円) × 2.0% + 32万円		C × 1.6 %	(C-6000万円) × 2.0% + 96万円	D × 2.0 %	E × 2.0 %	F × 2.0 %	G × 2.0 %

(3) 調整控除

- ①市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
(イ)と(ロ)のいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%)
(イ) 人的控除額 (扶養控除や基礎控除等) の差の合計額
(ロ) 市民税・県民税の合計課税所得金額
②市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の方
【人的控除額の差の合計額－(市民税・県民税の合計課税所得金額－200万円)】の5% (市民税3%、県民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)とします。

○平成30年度まで

控除の種類	金額	
	一般	5万円
配偶者控除	老人	10万円
	38万円超 40万円未満 [※]	5万円
配偶者特別控除	40万円以上45万円未満 [※]	3万円

※配偶者の合計所得金額

○平成31年度から

控除の種類		金額		
納税義務者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控 除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者 特別 控除	38万円超 40万円未満 [※]	5万円	4万円	2万円
	40万円以上45万円未満 [※]	3万円	2万円	1万円

※配偶者の合計所得金額

(4) 税額控除

○配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6 %	1.2 %	0.8 %	0.6 %
外貨建等以外の証券投資信託			0.8 %	0.6 %	0.4 %	0.3 %
外貨建等証券投資信託			0.4 %	0.3 %	0.2 %	0.15 %

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年（2009年）から令和7年（2025年）までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年（2014年）4月から令和3年（2021年）、地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年（2022年）までであって、特定取得もしくは特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）				
市 民 税		3 / 5	県 民 税	2 / 5

○寄附金税額控除

都道府県、市町村又は特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された団体等に対して合計が2千円を超える寄附を行った場合、所得税の確定申告（又は市民税・県民税申告）をすることにより、下記の基本控除額と特例控除額の合計を寄附金税額控除として税額から控除します。なお、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税における控除額に代えて、下記の申告特例控除額が寄附金税額控除に加算されます。

基本控除額	①寄附金の合計額 ②総所得金額等の合計額の30% (①、②の少ない方の額－2千円)×0.1			課税総所得金額－人的控除差調整額	A	B
				195万円以下	0.84895	5105/84895
特例控除額 (特例控除対象の自治体への寄附(ふるさと納税)のみ)	(ふるさと納税合計額－2千円)×右記Aの割合 ただし、市民税・県民税所得割の20%が上限			195万円超 330万円以下	0.7979	1021/7979
				330万円超 695万円以下	0.6958	2042/6958
				695万円超 900万円以下	0.66517	23483/66517
				900万円超 1,800万円以下	0.56307	33693/56307
申告特例控除額	特例控除額×右記Bの割合			1,800万円超 4,000万円以下	0.4916	
市 民 税	3 / 5	県 民 税	2 / 5	4,000万円超	0.44055	

人的控除差調整額とは、(3)調整控除の①(イ)の合計額のことです。
課税山林所得や分離課税に係る譲渡所得等の所得がある場合は、上記の表とは異なります。

○配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当又はその売却益について「配当割」「株式等譲渡所得割」として5%の税率で特別徴収（天引き）されている方が申告した場合は、所得割額から「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額」を控除し、精算します。

市 民 税	3 / 5	県 民 税	2 / 5
-------	-------	-------	-------

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収

対 象 者	市民税・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けた方であって、当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方 ※ただし、次の要件等に該当する方は対象とはなりません。 ・当該年度の老齢基礎年金等の年額が、18万円未満である方 ・介護保険法に規定する特別徴収対象被保険者に該当されない方 ・特別徴収した場合に当該年度の老齢基礎年金等の支払いを受けられなくなると認められる方（特別徴収する市県民税の額が、所得税、介護保険料、国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の額を超える方）
対象となる税額	公的年金等に係る市民税・県民税所得割額及び均等割額
対象となる年金	老齢基礎年金等
徴 収 方 法	地方税法の改正により、平成29年度以降は、上半期の年金支給月（4・6・8月）については、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1に相当する額を3分の1ずつ仮徴収します。下半期の年金支給月（10・12・2月）は、「公的年金からの特別徴収税額」から上半期の特別徴収税額を差し引いた残額の3分の1ずつの額を徴収します。 ただし、税額の変更があった場合や大津市外への転出及び年金支払者による特別徴収停止、または死亡等によって特別徴収ができなくなった場合は、普通徴収の方法で納付していただきます。

不服の申立て

納税者は、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（なお、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

納期限までに納付がない場合

督促状を発した日の翌日から、督促手数料100円を徴収します。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（税額が2,000円未満のときはその全額を、税額が2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に大津市市税条例で定める割合（上限は年14.6%。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間に係る上限は年7.3%。）で計算した延滞金（計算した額が、1,000円未満のときは全額を、計算した額が1,000円以上のときは100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収します。
※ただし、延滞金の割合は、延滞金の割合の特例により毎年変動することがあります。

納付が困難な場合

納期限内の納付が困難な場合は、お早めに収納課までご相談ください。

口座振替など、納付方法に関するお問い合わせ先（収納課）
電話 077-528-2728、528-2729 平日9：00～17：00 ホームページ https://www.city.otsu.lg.jp/ ※[ホーム]→[暮らし・手続き]→[税金]→[納税]とお進みください。